

大分県報

平成二十八年
号外（二四）
三月三十日

（水曜日）

目次

規 則

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定……………一

○規 則

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十一号

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（大分県債権管理規則の一部改正）

第一条 大分県債権管理規則（昭和四十年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式（裏面その一）中「30日」を「3箇月」に改め、「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「裁決の日」の次に「の密日」を加える。

（大分県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正）

第二条 大分県情報公開・個人情報保護審査会規則（昭和六十三年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第三条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分

県民会議」に改める。

第十二条中「公文書」の下に「又は意見書若しくは資料」を加える。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「存する決定」を「存する裁決」に改める。

第十一号様式中「公開決定等」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第四条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

「開示決定等 訂正決定等 利用停止等決定等 請求に係る不作為」
第十八号様式中 訂正決定等を 利用停止等決定等 請求に係る不作為」

「職権請求」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

（退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第五条 退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五号様式から第三十二号様式までの規定、第三十四号様式及び第三十五号様式中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（大分県条例施行規則の一部改正）

第六条 大分県条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服審査」を「審査請求」に改める。

第一章第五節の節名を次のように改める。

第五節 審査請求

第二十二条の見出し及び同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十四号様式の三」を「第十四号様式の二」に改め、同号を同条第二号とする。

第三号様式の五及び第三号様式の七から第三号様式の九までの規定中「60日」を「3箇

月」に改める。
 第五号様式、第六号様式及び第六号様式の二中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第六号様式の二の二中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3箇月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「決定」を「裁決」に改める。
 第六号様式の三中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第六号様式の三の二及び第七号様式中「60日」を「3箇月」に改める。
 第八号様式中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」及び「30日」を「3箇月」に改める。
 第十号様式の二及び第十二号様式中「60日」を「3箇月」に改める。
 第十四号様式の二を削る。
 第十四号様式の三中「第43条第4項」を「第52条第4項」に改め、同様式を第十四号様式の二とす。
 第十五号様式の二中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第十六号様式中「60日」を「3箇月」に改める。
 第十六号様式の二中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第十八号様式中「60日」を「3箇月」に改める。
 第十九号様式の二中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「大分県 何 県税事務所長」を「大分県 県税事務所長」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第二十号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式の四中「60日」を「3箇月」に改める。
 第二十四号様式から第二十五号様式までの規定中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第二十六号様式（その一）中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第二十七号様式の二中「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十一号様式中「あて」を「宛て」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十一号様式の三中「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十四号様式の二中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に

「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十六号様式中「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十七号様式中「あて」を「宛て」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十七号様式の三中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第三十八号様式、第四十一号様式、第四十一号様式の八及び第四十二号様式の二中「60日」を「3箇月」に改める。
 第四十三号様式の八中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第四十四号様式の三中「60日」を「3箇月」に改める。
 第四十四号様式の十四中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第四十八号様式の三中「60日」を「3箇月」に改める。
 第四十九号様式の三中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」及び「60日」を「3箇月」に改める。
 第五十一号様式の三、第五十一号様式の六の二及び第五十一号様式の六の五から第五十一号様式の六の十までの規定中「60日」を「3箇月」に改める。
 第五十一号様式の六の十二及び第五十一号様式の六の十四中「60日」を「3箇月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「決定」を「裁決」に改める。
 第五十二号様式の三及び第五十二号様式の四中「60日」を「3箇月」に改める。
 第五十四号様式の二中「60日」を「3箇月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「決定」を「裁決」に改める。
 第五十四号様式の三中「60日」を「3箇月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「決定が」を「裁決が」及び「決定を」を「裁決を」に改める。
 第五十四号様式の四中「不服申立て」を「審査請求」及び「60日」を「3箇月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「決定が」を「裁決が」及び「決定を」を「裁決を」に改める。
 第五十五号様式、第五十六号様式の二、第五十六号様式の五の二、第五十六号様式の八、第五十六号様式の九、第五十七号様式の三、第五十七号様式の三の六、第五十七号様式の三の九及び第五十七号様式の七中「60日」を「3箇月」に改める。
 （大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）
第七条 大分県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年大分県規則第二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二号様式、第四号様式、第十三号様式、第十五号様式、第十八号様式、第二十号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第八条 生活保護法施行細則(平成十二年大分県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式(その一)から(その三)までの規定及び第三十八号様式中「60日」を「3箇月」に改め、「した日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」を加える。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第九条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年大分県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式(その一)から(その四)まで及び第二十一号様式の二(その一)から(その三)までの規定中「60日」を「3箇月」に改め、「した日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」を加える。

(児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づき負担金徴収等規則の一部改正)

第十条 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づき負担金徴収等規則(昭和四十二年大分県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三号様式の注の中「60日」を「3箇月」に改め、「大分県知事の決定である場合は大分県知事に対して異議申立てを、地域福祉室長の決定である場合は」及び「異議申立て及び」を「」に改め、「」の次に「の翌日」を「」に改め、「異議申立て又は」及び「決定又は」を「」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第十一条 児童福祉法施行細則(昭和六十二年大分県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四号様式の四「なお、本決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条

の規定による異議申立て又は大分県知事に対する同法第5条第1項の規定による審査請求をすることができます。」を「」に改め、「」に改める。

備考 この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求等を行うことができます。

(1) この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。)

(2) この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四号様式の五の備考を次のように改める。

備考 この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求等を行うことができます。

(1) この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。)

(2) この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第十二条 身体障害者福祉法施行細則(昭和三十五年大分県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3箇月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第十三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年大分県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式中「もと」を「下」に、「あずかる」を「預かる」に、「下さい」を「入さい」に、「60日」を「3か月」に改める。

(美しく快適な大分県づくり条例施行規則の一部改正)

第十四条 美しく快適な大分県づくり条例施行規則(平成十六年大分県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「取り消し」を「取消し」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十一号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「取り消し」を「取消し」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

(青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和四十一年大分県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四号様式、第五号様式、第八号様式及び第八号様式の二中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部改正)

第十六条 大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則(平成九年大分県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「30日」を「3箇月」に改める。

(漁船法施行細則の一部改正)

第十七条 漁船法施行細則(昭和二十六年大分県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(大分県道路路占用規則の一部改正)

第十八条 大分県道路路占用規則(昭和四十年大分県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立てが」を「審査請求をすること

が」、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削る。

(道路法第二十四条の規定に基づく道路工事の承認の申請手続に関する規則の一部改正)

第十九条 道路法第二十四条の規定に基づく道路工事の承認の申請手続に関する規則(昭和四十一年大分県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「つけ」を「付け」に、「すべて」を「全て」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立てが」を「審査請求をすること」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削る。

(大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一部改正)

第二十条 大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則(昭和五十年大分県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式、第十三号様式、第十五号様式から第十七号様式までの規定、第二十五号様式、第三十一号様式、第三十六号様式、第三十七号様式、第五十一号様式、第五十九号様式及び第六十号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

(大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第二十一条 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則(平成九年大分県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(大分県立学校の授業料等徴収規則の一部改正)

第二十二条 大分県立学校の授業料等徴収規則(昭和三十四年大分県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「30日」を「3箇月」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。